

## 公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会が発注する工事について

現在、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会（以下「協会」）では、2024年度における工事の発注に向けて準備を進めています。協会が工事を行うにあたっては、国の補助金など、公的な財源も含まれているため、公平性、透明性等を確保して発注しなければなりません。一方で、適切な積算に基づく設計、工期の確保など、事業者の方々が安心して入札等に参加していただく環境づくりが求められます。

そこで、今後の工事の入札・契約手続きに関し、次のとおり検討を進めているため、お知らせいたします。

### 1 入札方法

協会が発注する工事においては、原則、次の方式による一般競争入札を行い、契約の相手方を決定します。

#### (1) 一般競争入札・総合評価落札方式

事業者の技術力等と価格の双方を総合的に評価し落札者を決定する方式です。

事業者からの施工計画等の提案や施工実績等に基づき評価した技術評価点と、入札価格に基づく評価値を算出し、その評価値が最も高い事業者を落札候補者として決定します。

#### (2) 一般競争入札・最低価格落札方式

入札参加資格を満たす事業者であればどの事業者でも参加でき、参加者の中で最低価格を入札した事業者を落札候補者として決定します。

### 2 活用する入札制度

工事で求められる品質確保と請負事業者・協会双方の負担軽減を実現するため、公共工事で採用される次の制度を活用します。

#### (1) 最低制限価格制度

工事の適正な履行及び品質の確保のため、あらかじめ入札額の下限にあたる最低制限価格を設定し、この価格を下回る場合は失格となる制度です。

ダンピング防止を図ることで、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等の弊害を防ぐことを目的とするものです。

#### (2) 入札参加資格の事後審査方式

入札執行後、最低価格（総合評価落札方式の場合は最高評価者）で入札した事業者を落札候補者とし、事後的に入札参加資格を満たすかの審査を行い落札者を決定する方式です。

適格と判断された場合は落札者と決定し、不適格と判断された場合は次点の事業者を新たな落札候補者として審査し、落札者が決定するまで繰り返します。

入札前に全ての入札参加者の審査を行う事前審査方式と比べ、入札前の審査を省略し入札後に落札候補者のみ審査することで、入札事務手続き期間の短縮や事務負担の軽減が図れます。

### 3 契約

#### (1) 工事請負契約約款の活用

協会と事業者との工事請負契約にあたっては、開催に向けて工事発注が増加することが見込まれ、協会・事業者双方に対して負担軽減が必要なことから標準的な約款を活用します。

また、本博覧会事業は国補助金等を活用し公益的な側面が強いことから、公共工事で用いられる「公共工事標準請負契約約款」を基準にしています。

#### (2) 前払金の活用

公共工事と同様に法令に基づいた前払金制度を活用することで、工事の円滑かつ適正な施工を支援します。前払金を請求するにあたって請負事業者は、公共工事と同様に東日本建設業保証株式会社等と保証契約を締結し、協会へ保証証書を提出します。

### 4 工事契約における物価等高騰への対応

#### (1) スライド条項

工事請負契約約款においては、契約締結後の物価高騰等への対応として、いわゆるスライド条項を規定します。

項目	全体スライド	単品スライド	インフレスライド
適用対象 工事	工事期間が12か月を超える、残工事期間が2か月以上ある工事	残工事期間が2か月以上ある工事	残工事期間が2か月以上ある工事
条項の趣旨	比較的緩やかな価格水準の変動に対応する措置	比較的緩やかな価格水準の変動に対応する措置	急激な価格水準の変動に対応する措置
請負額 変更の 方法	対象	契約締結日から12か月経過後の残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来形部分を除く全ての資材（鋼材類、燃料油類等）
	請負人の負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0%※1
	再スライド	可能※2	なし
			賃金水準の変更、物価水準（価格水準）の上昇により請負代金額の変動額が請負人の負担である残工事費の1%を超えた後に設定した基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等
			残工事費の1.0%
			可能

※1 全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし

※2 全体スライド又はインフレスライド適用後、12か月経過後に適用可能

## (2) 公共工事設計労務単価の改定に伴う措置

協会発注の工事では、公共工事で行われている公共工事設計労務単価の改定に伴った契約の変更について、新単価の公表以降に契約を締結するもののうち、旧単価を適用して積算している工事については、新単価に基づく契約に変更することについて必要に応じて協議します。また、新単価の公表以前に契約を締結したもののうち、新単価公表以降に工事着手するものについては、新単価に基づく契約について必要に応じて協議します。

## 5 複数年度に渡る工事への対応

協会予算の関係上、年度ごとの契約を予定していますが、一貫した施工が必要であり、本工事を施工する事業者以外では工事の安全・円滑かつ適正な施工の確保、工期、経費の点で不利である工事については、同一の事業者による施工が求められます。

一貫した施工が必要となる工事については、当該工事の入札公告で、次年度以降に随意契約を予定している旨を明示します。

### 【入札公告時に想定する明示項目】

- ・全体概要、施工予定期間
- ・各年度の予算が確定しないときは、継続しないこと
- ・後年度の随意契約にあたり、当初入札の落札率を見積金額へ反映すること など